

## 川崎市公告第798号

(仮称) 東扇島物流施設計画に係る事後調査報告書（供用時）について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第34条第1項の規定に基づく事後調査報告書の提出がありましたので、同条例第35条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第106号）第39条に定める事項について次のとおり公告します。

令和8年4月28日

川崎市長 福田 紀彦

## 事後調査報告書（供用時）について

### 1 事後調査実施者

名 称：タント特定目的会社

代表者：取締役 増渕 俊介

所在地：東京都中央区日本橋一丁目4番1号

### 2 指定開発行為の名称及び種類

#### (1) 名称

(仮称) 東扇島物流施設計画

#### (2) 種類

大規模建築物の新設（第2種行為）

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第2種行為）

埋立て（第3種行為）

### 3 事後調査報告書（供用時）の要旨

第1章 指定開発行為の概要

第2章 事後調査計画の概要

第3章 事後調査結果

資料編

### 4 事後調査報告書の写しの縦覧期間、場所及び時間

#### (1) 期 間

令和8年4月28日（火）から令和8年5月27日（水）まで

#### (2) 場 所

川崎区役所2階、大師支所仮庁舎2階、環境局環境評価課（市役所本庁舎20階窓口⑥）

#### (3) 時 間

午前8時30分から午後5時まで（環境局環境評価課は午後5時15分まで）

土曜日、日曜日及び祝日は除きます。ただし、川崎区役所は第2・4土曜日の午前8時30分～午後0時30分は行います。

縦覧開始日（4月28日）は、午前10時から縦覧を行います。